

平成29年1月12日

不正改造防止の取り組みについて

[東京オートサロン2017における不正改造防止の啓発活動の実施]

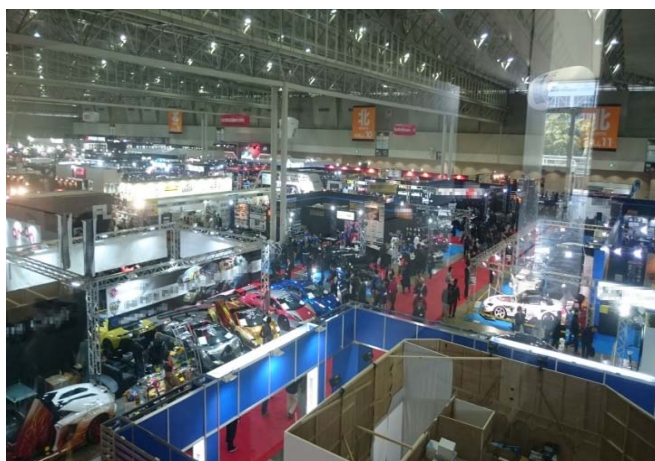
[不正改造車等に対する特別街頭検査の実施]

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）の関東検査部は、不正改造防止の取組みの一環として、1月13日（金）に「東京オートサロン2017」（カスタムカーショー【会場：幕張メッセ】）において、保安基準に適合していない、または保安基準に適合しなくなる恐れのある車両や部品等について、「公道使用不可」等の明確な表示を行うよう出展者に対して啓発活動を行います。

また、自動車機構の関東検査部は、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局、軽自動車検査協会東京主管事務所及び千葉県警察と連携し、1月15日（日）に「東京オートサロン2017」の周辺道路において、不正改造車等に対する特別街頭検査を実施します。

【参考：昨年の不正改造防止の啓発活動の実績】

出展車両数	880台
指導件数（口頭）	18件



〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構

企画部企画課

検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347